

一人静（小倉 強）

明治の洋風建築－宮城県－（小倉 強）

86 仙台城の本丸について

問 仙台城の本丸について次のことを教えてください。

1. 本丸の面積は何坪か。⁽¹⁾⁽²⁾
2. 天守閣はなかったのか。それは何故か。
3. 「目で見える仙台の歴史」の33ページに『当初の仙台城、正門の詰ノ門は重層櫓門、左右前面に西櫓、東櫓、東北角に良櫓〔うしとらやぐら〕、南隅に巽櫓〔たつみやぐら〕（何れも三層）、西に二重櫓、背面に西ノ門（重層）、切通門、埋門〔うずみもん〕（共に三層高麗門）を開き、⁽³⁾政宗は「大御所かくの如き御威勢にては城などさらに入らざる儀に候」と天守を建てず、西南隅の高阜に天守台を置き、中央に大広間と称する殿舎、車寄門、北に能舞台、東方崖作りの高楼、南に侍所、寝所、居間、背面高所に西丸、追廻口に東丸を置き、この方面に単層高麗門の沢門、重層の清水門、その辺から花壇へ屋蓋のある長さ二百間の花壇橋を架した。すべて聚楽邸方式を採り、豪華けんらんを極めた。⁽⁵⁾寛永十四年建物の大半はこの丸に移され、残された大広間は明治五年県の手で破却された。』とありますが、寛永14年に大広間を除く本丸の建物が二之丸に移築されたのか、また大広間破却の記述は事実の通りなのですか。⁽⁶⁾

答 仙台城本丸のことについて、御質問の項目毎に資料に基き次の通りお答えいたします。

1. 本丸の大きさ

仙台城の規模を示す資料に「正保二、三年〔1645～1646〕製作仙台城絵図」と「仙台御城覚書」⁽⁷⁾（安倍彦右衛門）との2点があります。後者はその巻末に『享保八癸卯〔1723〕八月廿八日』の日付がありますが、その内容を検討すると、前者「正保二、三年製作仙台城絵図」⁽⁸⁾の中に書き込まれた説明を写し取ったものと見られます。従って、本丸の大きさを表わすデータも次の通りで、両者とも同一であります。『本丸山城、東西百三十五間〔245.7m〕、南北百四十七間〔267.54m〕、町屋の地形に卅二間半高』

このように、城の大小を現わすには、東西何間、南北何間とするだけで、別に面積（坪数）を出さないのが通例であります。城はその目的上、地形・地物を利用して構築されますので、その敷地は不整形であり、その外周縁辺は屈曲出入が甚しく、しかも均等な平面とは限らず高低起伏の差もあるのが常であります。極端な山城の場合は『山高ク地形狭ク間数不知』などということ

もあります。そこには、現在の宅地面積を計算するような、「東西×南北＝坪数」の単純な感覚は通用しません。精密にして至難な実測計算を行わない限り、正確な坪数を求めることはできません。そのようなことを敢てしなくとも、東西長、南北長の大まかな数値をとらえるだけで、当時の実益は十分に充たされてしまいます。仙台城本丸も、地山を切取って人工的に整地したところで、平面には高低差もあり、輪郭が複雑な曲折凹凸をなす不整形な敷地ですので、今更坪数を出すことなどは不可能に近いことです。

2. 天守閣はなかった。

政宗は、本丸に天守閣を当初から建てず、唯その設置場所だけを設定し、これを天守台として残しました。そのことから、現在では、本丸の平坦部全体を天守台と呼ぶようになりました。天守閣を設けなかった理由について、「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）に次のように記してあります。『〔小野清著日本城郭誌〕巻首、天主矢倉ノ下ニ曰ク、「伊達政宗ノ仙台城ノ天主雛形ハ、慶長ノ初メ早ク成リタレド、政宗思フ所アリテ終ニ工ヲ起サズシテ已メリト云フ（余、安政中仙台城本丸ニ登リテ、此天主雛形ヲ見タリ、高サ二間許リ、横之ニ称〔かな〕フ。亦五重ナリキ。蓋シ、実測十分一ノ切り組ナリシナラン。明治ノ初年、此雛形ハ猶ホ依然トシテ仙台城ニ在リタリ）。豈戦乱ノ世、頗ル天主矢倉ヲ崇重スル故ヲ以テ、城主ノ之ヲ宮建スル者各所思アリテ、為ニ其結果ノ建設上之顛ハルル者、此ノ如キニ至レルモノニ非ル無キヲ得ンヤ。亦以テ戦国ノ諸英傑ノ当世ニ処セシ心事ノ存スル所ヲ窺ヒ見ルベシ。」公ガ天主ノ建設ヲ中止シタルハ、幕府ニ対スル斟酌ト民力休養ノコトヲ慮ラレタル為メナルガ如シ。天主建築ニ莫大ノ費用ヲ要スルコトハ、加藤清正ガ名古屋城ニ天主建築ノ為メニ、肥後半国ノ歳入ヲ費シタルニ徴スルモ明ラカナリ。貞山公ノ設計ニ成レル天守原型ノ構造ハ、江戸城天主ノ構造ニ一致ス。而シテ江戸城ハ天主第二重ハ、將軍ノ所望ニヨリ公ノ造宮セラレシモノナレバ、仙台天主ノ原型、江戸ノ天主ト一致セル、固ヨリ偶然ニアラズ。貞山公ノ天守ノ木造ノ原型ハ、御天主雛形ト唱ヘタルモノナリ。本丸正殿ノ良〔うしとら。東北〕ニ当ル通路ノ傍ニ、古来一ト囲アリ。此ノ内ニ屋根瓦葺、堅牢ニシテ古雅ナル屋アリ。粗キ格子戸ヲ以テ四方ヲ鎖シ、中ニ五重天主（初層土台ヨリ五重箱棟ニ至ル）木製ノ原型ヲ安置セリ。実物十分一ナリ』。「宮城県史」(高橋富雄)には、『……天守閣のような武威を誇示する施設はしなかったが、その代償として、人工で失ったところを天工で補って“自然の大天守”のような山城の新築となったものである』。また「仙台城の歴史」(伊東信雄、「仙台城」(仙台市文化財保護委員会編)の内)には、『天守閣は設けられなかった。本丸自体が山頂で見晴しがよいので、さらに高い建物を必要としなかったためであろう。』と述べてあります。

3. 本丸の建物

本丸最大の建物である大広間が、慶長15年〔1610〕に完成し、その他の建物もその前後に殆ど整備を終り、仙台城構築の事業が成就しました。しかし、元和元年〔1615〕の大坂夏

の陣以後、泰平の時代に入ると、この中世的な山城は、根本的に不便なものとなってしまいました。そこで二の丸造営が、第2代忠宗によって推進されることになったのでした。寛永15年〔1638〕7月16日幕府の許可を得、9月4日工事を開始しています。この造営に当り、寛永13年〔1636〕政宗の死後廃止されていた若林城の建物を移築したことが伝えられています。「忠宗君治家記録引証記」（仙台市史資料274）の二の丸造営に関する条には、若林御家撓方〔わかばやしおいはねかた〕・古材木受取方という役人がいたことが記され、「茂庭家記」⁽¹²⁾良元君6、寛永16年の条（仙台市史資料275）に『此春若林御城ノ御屋形ヲ仙台二丸へ移シテ御作事アリ』とあって、このことを裏付けています。一方本丸建物の中にも、一部二の丸に移築転用されたものがあったらしいとの推定がありますが、これについては資料がなく、しかも二の丸造営の前年である寛永14年に、本丸の建物を解体移築したという「目で見る仙台の歴史」の記述は根拠のないことです。

二の丸が完成すると、城の機能は総て本丸から二の丸に移り、本丸の建物は儀式等の場合にしか使用されないものとなりました。その保守・警備のため、御城番〔ごじょうばん〕と称する役職が置かれてこれに当りました。そうして、明治初年に至り、遂に破却されることとなります。その取毀しの事情については漠然たる諸説が多く、「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）だけが、詳細に事実関係を明記しています。『本丸ノ建物ヲ取毀セシハ、明治初年宮城県に引き継ぎ後ノ事ニシテ、塩谷（良翰）参事ノ時代ニ入札ヲ以テ払下ゲタリト、世上ニ伝フルモ、各藩、上地後、城郭ハ陸軍ノ所管トナリタルモノニシテ、明治四年東北鎮台設置ノ時、初メテ赴任シタル司令長官ハ三好重臣（長州ノ人）ナルガ、其ノ頃本丸ノ建物ハ尚ホ存シ之ヲ取毀チタルハ同司令長官ノ時代ナリ、故ニ世上ノ前説ハ誤リナルベシ、……藩制ノ時代ニハ、石塁ノ高サ尚ホ高カリキ、三好司令長官ノ仙台ニ来任スルヤ、偶々榴岡ニ歩兵第四聯隊兵營新設ノ挙アリ、此等ノ石塁ヲ取毀チテ兵營新築ノ用ニ供セント欲シ、日々幾多ノ工夫ヲ督励シテ、之レガ撤去ニ努メシガ、彼等ノ多クハ、之レニ従事スルコトヲ好マザリシト云フ、又従事者中ニ怪我人ヲ出ダセシナドニテ、僅ニ最高ノ一ト側ノ石塁ヲバ撤去セシノミニテ、中止スルノ止ムナキ会セリ、時世ノ推移、今ヤ仮令城ハ不用ニ帰スト雖モ、天下ノ名城ヲ保存スルノ念ナク、却テ其ノ石塁ヲ毀チ以テ、他ニ利用セントスルガ如キハ、決シテ美事ト云フヲ得ザルノミカ、其ノ旧藩人ニ一掬ノ同情ノ涙ナキニ至リテハ、驚カザルヲ得ズ。……旧藩時代ニハ本丸ハ老杉鬱蒼トシテ外間ヲ遮ギリ、唯見ユルハ御太鼓部屋ノミ、又寅ノ御門ヨリ本丸ニ達スル路ノ右側土堤ニモ、杉ノ大木茂リテ、昼尚ホ暗カリキ、三好司令長官ノ仙台ニ赴任スルヤ、其ノ一令ノ下ニ、貞山公ガ築城當時ニ、本丸等ニ栽植セラレシ老杉、伐採ノ難ニ遇フ、此等ハ皆榴岡ニ、新設スベキ歩兵第四聯隊ノ建築用ニ充テラレシモノナリ、爰ニ於テカ三百年來ノ星霜ヲ経シ、幾多ノ歴史ヲ有スル鬱蒼タル老杉ハ、斧鉞ノ厄ヲ免カルヲ得ズシテ遂ニ殆ンド絶滅シ影ヲ留メザルニ至レリ、嘗テ故老ノ言ニ聞ク、斯ノ如クニシテ得タル巨材ノ連日、運搬ノ状ヲ目撃セシニ、涙潸然〔さんぜん〕タルヲ禁ゼザリシト、況ン

ヤ邦宗ノ如キ一層縁故浅カラザル者ニアリテハ、愛惜ノ念ノ甚大ナルハ、亦タ已ムヲ得ザルトコロナリ』。また、本丸が二の丸とともに、明治4年11月県から軍へ引渡された事実が「県庁舎所有権移転ノ建議」（明治28年11月20日。「宮城県議会史」第2巻附録の内）に次のように明記されています。

『〔前略〕「第四、養賢堂ヲ県庁ニ使用シタル顛末」明治元年十二月新ニ仙台藩ヲ置カレ同四年七月十四日仙台県ト改称セラレ其後同年十一月ニ至リ旧仙台北城ヲ東北鎮台本営ニ引渡ニ至ルマテノ間ハ藩県庁ハ依然青葉城中ニ設置セラレタリシモ右引渡ノ結了ト同時ニ仙台県庁ハ之ヲ養賢堂ニ移転……

明治四年願伺綴ヨリ謄写

本丸

二ノ丸

右見証済請取候也

辛未〔かのとみ。明治4年〕十一月八日

東北鎮台本営

三好陸軍大佐

遠藤陸軍少佐 印

仙台県宛』

以上によって、大広間を破却したのは、県ではなく、実は軍であったことが知られます。「目で見る仙台の歴史」にある『大広間は明治五年^{×××××}県の手で破却された』とあるのは誤りであります。

注(1) 「伊達政宗卿伝記史料」（藩祖伊達政宗公顕彰会）に『慶長5年〔1600〕十二月二十四日 是ヨリ先岩出山ノ地、領内北方ニ偏スルヲ以テ、予ネテ地ヲ宮城郡国分ノ地千代〔せんたい〕ニ相シ、城ヲ宮マムトシテ、許ヲ徳川家康ニ乞フ、許可抵〔いた〕ル、乃チ是日北目ヨリ千代ニ赴キ、普請縄張始ヲ行ヒ、地名ヲ仙台北改ム、』。翌6年1月11日普請始め、後藤孫兵衛以下を惣奉行に任命、家臣の屋敷割を行った。政宗は、4月14日、北目から未完成の仙台北城に移った。〔政宗の仙台北城は慶長8年とされていたが、最近6年⁰が正しいとされる。〕慶長6年4月18日付「今井宗薫宛政宗書状」（仙台市史資料226）に『……一去十四日此地仙台北へ相移申候、誠陳屋〔じんや〕之躰本丸壁さへつけ不申候躰ニ候へ共、無理ニうつし申候、……』とある通りである。築城と共に、城下町創設の工事も並行して行われた。仙台北城のほぼ竣工を見たのが慶長7年5月、政宗が完成した仙台北城に正式に入城したのは、翌8年8月であった。城は標高131.6m、城下平地よりも60m高い山上に構築されたものである。南は「人馬叶〔かな〕わず」と称された455mの竜の口の溪谷、東は65.46mの断崖絶壁で広瀬川に臨み、西から北にかけては樹木の繁茂した山林をめぐらす要害の地形で、近世城郭としては異例の山城であった。

なお、仙台城を「青葉城」などと呼ぶのは単なる俗称に過ぎない。

- 注(2) 「伊達家史叢談」巻之5（伊達邦宗）に『本丸トハ城ノ主要部ニシテ、二ノ丸之ニ次ギ、三ノ丸又之ニ次グ、敵ガ本丸ヲ攻メントセバ、先ヅ二ノ丸ヲ降サザル可カラズ、又二ノ丸ヲ落スニハ、三ノ丸ヲ降サザル可カラズ、敵ノ本丸ノ攻撃ヲ防ガンガ為メニ、斯ク二重ニ防備ヲナスノ要アルモノナリ、但シ城ニヨリテハ三ノ丸ヲ欠クモアリ、而シテ城ヲ丸ト呼ブハ意義ヲ有セルモノニシテ、軍政要略ニ、夫〔それ〕城といふもの、自然と其形ち丸く成なり、又牛馬間に、城は端なきを以て丸と申す、又兵学小識に円相を貴びし也、是れ攻るに外広くして手廻しあしく、守るに内空地少くして手廻し宜し、要は我に在て害は敵に多く、此理を以て小勢の城は、古代円形を貴びしなり、随て丸の訓も起れるにや、後ち方円の形状に拘らず、城構にはまると申習はせる故に、城内を指て丸の内などとも、今世専らいふなり、トアリ、因テ此等ヲ以テ見レバ城ハ必要上ヨリ自然円形ニナリタルモノニシテ、丸ノ名モ之ニ起因ス、而シテ本城ヨリ隔リタル場所ニ在ル城ヲ「出丸（デマル）」ト称シ、又二ノ丸、三ノ丸以外ニ防禦面ヲ有スル者ヲ特ニ某丸ト呼ブモアリ、』。
- なお、政宗の築いた仙台城を「本丸」というのは、二の丸が設けられた以後に生じた呼称である。

- 注(3) 普通の屋根以外に、左右の控柱の上にも屋根がある門で、城郭の門に多かった。
- 注(4) 慶長6年4月18日付、「今井宗薫宛政宗書状」（仙台市史資料226）の本文は次の通りである。『……一去十四日此地仙台へ相移申候……内府様如此御繁昌之間者各城などの普請更に入由存候間……』。なお、大御所〔おおごしよ〕とは、本来は親王また摂家・清華・大臣・将軍家の隠居所。転じてその人の尊称。江戸時代には、特に徳川家康と家斉〔大御所時代と呼ばれた寛政改革と天保改革の中間の将軍〕に多く用いるが、ここでは勿論家康を指す。

- 注(5) じゅらくてい。聚楽第〔じゅらくだい〕。豊臣秀吉が京都に営んだ華麗壮大な邸宅。天正15年〔1587〕落成。

- 注(6) 第2代忠宗の時代。寛永16年〔1639〕川内の平地に築かれた。以後、政宗の築いた仙台城を「本丸」と称する。幕末に至るまで、伊達氏の居館となり政庁も兼ねた。

- 注(7) 現在までに知られている仙台北城下絵図中最古のものである。原図は東西1丈8寸、南北8尺8寸。図中に寛永20年〔1643〕造営の荒町毘沙門堂があり、正保3年〔1646〕4月26日の地震で崩壊した本丸の三重櫓が三つ共存在していることから、この図は、寛永20年から正保3年までの間に製作されたものである。その様式から、正保元年〔1644〕12月25日の幕命によって製作し、藩から幕府に提出されたものと推定される。従って正保2・3年〔1645～1646〕の製作であるらしい。資料価値の極めて高い絵図で、その縮写複製版が「仙台北城下絵図の研究」（阿刀田令造）・「宮城県史」第2巻・「仙台

市史」第9巻に添付されている。

注(8) 「仙台市史」第1巻(昭和4年版)・「仙台市史」第8巻・「仙台城」(仙台市文化財保護委員会編)の中に収録されている。

注(9) 天主閣とも書いた。天守、天主に同じ。城郭の本丸にある最大の櫓。戦時には展望台・司令塔または最後の根拠地となり、平時は領主の威厳と権勢の表現。文献初出は天文19年〔1550〕の伊丹城天守閣に関して見られる。天正4年〔1576〕織田信長が構築した安土城天守に至って、壮麗雄偉な様式を完成した。

注(10) てんしゅやぐら。天守閣。矢倉は櫓、城楼。

注(11) 伊達家第2代藩主。慶長4年〔1599〕大坂で生れた。母は政宗夫人田村氏、幼名は虎菊丸といった。慶長16年12月13日江戸城で元服し、將軍秀忠の偏名〔偏諱ともいう。一字名〕を賜わり忠宗と名乗り、元和3年12月13日秀忠の養女〔実は池田輝政の娘〕振姫と結婚した。寛永13年〔1636〕5月26日襲封。その治世22年間にわたり、特に藩制の整備に力を注ぎ、父政宗の遺業を完遂することに努めた。万治元年〔1658〕6月8日歿、60才。大慈院殿義山崇仁大居士と諡〔おくりな〕し、経が峯に葬る。その廟を感仙殿と称し、政宗の瑞鳳殿と共に国宝に指定されていたが、昭和20年7月10日の空襲で全焼した。

注(12) 若林城の建物を解体撤去する役。

注(13) 「伊達家史叢談」巻之5(伊達邦宗)に『御城番ト称スルー一班アリ、留守居ノ為メ本丸ニ詰ムルモノナリ、此等ハ詰所(ツメドコロ)以上ノモノノミニ限ラル、尤モ其ノ下役ニハ詰所以下ノ大番士加ハル、而シテ御城番ニ転ズルハ、稍ヤ左邊ノ姿アリタリ、別ニサシタル事務モナケレバ当時口悪〔くちさ〕ガナキ者ハ、御城番ノコトヲバ猿ノ御番ト異名セリ、是レ本丸周囲ノ林中ニ猿ノ棲息シ居レルヲ以テナリ、戊辰ノ変ニハ、壯者ハ殆ンド戦場ニ赴キシヲ以テ、本丸ノ警衛ニ、老幼者ヲ充テタリ、詰所トハ、二ノ丸ノ城中ニ藩士ガ祇候スル間(マ)ヲ云フモノニシテ、詰所以上ノ者ト称スルハ、殿中ニ詰ムルコトヲ得ル資格ヲ有スル士ヲ指スモノナリ、而シテ其ノ詰ムル間所(マドコロ)ハ、其家柄ニヨリテ異ナレルガ、第一ハ御客ノ間詰(マツメ)、第二ハ虎ノ間詰、第三ハ御広間詰、第四ハ御槍ノ間詰〔中ノ間〕ナリ、無役ノ者ハ其ノ家柄ニ応ジ前記四間ノ中、何レカニ詰ムルヲ本則トスレドモ、職務ヲ帯ブル者ハ、其ノ家柄ノ如何ニ拘ハラズ、職務ニ相当スル間所ニ詰ムルモノナルガ故ニ、無役ナレバ御槍ノ間ニ詰ムル者モ、職務ヲ帯ブル為メニ遥ニ家柄ノヨキ者ノ詰ムル御客ノ間ニ詰ムル者モアリ、総テ城中ニ詰ムルコトヲ得ル者ハ藩士中ニテモ家柄ノヨキモノナリ』。

注(14) しおのやりょうかん。上州館林の人。維新勤王の功により登米県参事、仙台県参事を経て、明治5年1月初代宮城県令に任ぜられた。藩校養賢堂の珍籍の多くが彼の手中に入り私物

として持出された。このような公私混同が悪評を招き、仙台城本丸破却者などと誤まり伝えられることになった。翌6年転出。岩手・青森等の地方官を歴任。晩年は群馬県邑楽郡長となった。字は有隣、通称甲介、謙堂と号した。大正7年5月歿、84才。

注(15) みよししげおみ。長州人。高杉晋作の奇兵隊に参加した。明治4年陸軍大佐に任ぜられ、東北鎮台司令官となり、明治7年まで在任した。仙台城本丸の建物を破却し、城壁を一部取崩し、城内の樹木を濫伐した。後に陸軍中將に昇進し、子爵を授けられ、枢密顧問官に任ぜられた。明治33年歿、61才。

資料 伊達家史叢談卷之5 (伊達邦宗)
仙台市史第3巻
仙台城 (仙台市文化財保護委員会)

87 「冥想の松」か「瞑想の松」か

問 台の原の樗牛の松のことを「冥想の松」と書いてあるものもあるし、「瞑想の松」と書いてあるものも⁽¹⁾見ます。一体、どちらの方が正しいのですか。

答 先ず最初に、「冥想」と「瞑想」との差異を明確にして置くことが必要であります。前者の「冥」の文字は、「冫」〔べき。覆う〕と「日」〔太陽〕と、「六」〔りく。陸。地〕とで合成されたもので、日が地に入ったのを更に覆った状態をあらわし、「暗い」→「深い」→「心思深奥」の意味をもつものです。後者の「瞑」の文字は「目」と「冥」の2字の合体で、「目を閉じる」その結果「よく見えぬ」→「暗い」→「眠る」→「安心して死ぬ」の意味をもつものです。両者の差を端的に示しているのが、「頑冥」「幽冥」「冥土〔途〕」「冥想」などと、他方「瞑目」「以て瞑すべし」などの熟語または用法であります。近来「冥想」も「瞑想」も混同して通用していますが、厳密にはニュアンスが違います。「冥想」の方は、精神活動すなわち深奥な思索が主体となり優先することです。その結果として目を閉じる身体的動作が附随することはあり得るが、それは必ずしも大した問題ではありません。一方の「瞑想」は、「瞑」そのものが「目」+「冥」の合成文字なので、2字それぞれ完結した意味をもつもの同志なので「瞑想」は「目+冥+想」→「瞑 and 想」となって、熟語としての熟成度が高まりません。目を閉じるという身体的動作が不可欠の初動として先行し、しかる後に思惟するという精神活動が作動する二挙動性があり、意味のウェイトが「想」よりも比較的「瞑」の方に多くかかりがちな語であります。中国は勿論、わが国においても、辞書はもとより然るべき典籍で見られるのは「冥想」の方であって、発音の同じな「瞑想」の表記を見